

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは「食文化のゆとりと夢の創造」を基本理念として、株主を始め、得意先、仕入先、従業員、地域社会といったステークホルダーの期待に応え、日本の文化や生活の向上に貢献していくことを、経営理念に掲げております。

この理念を実現する為に、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の課題のひとつであると捉え、企業理念・法令遵守を徹底しつつ、競争力のある効率的な経営により、継続的な発展を目指し、社会的責任を果たしてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように、当社と利害関係のない社外取締役を独立役員として確保することによって、監督・監査の実効性を高めてまいりますと同時に、「グループ行動規範」を定め、体制・制度の見直しを進めて、透明性のある公正な体制を確立していく所存であります。

当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会での決議・承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行しました。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担い、経営に関する意思決定の合理性の強化と透明性の高い経営を実現するとともに、意思決定の迅速化を可能とすることで、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確に応えうる体制を構築いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 ニシムラ	1,492,000	26.98
ジーエフシー取引先持株会	738,300	13.35
ジーエフシー従業員持株会	248,897	4.50
株式会社 十六銀行	243,000	4.39
株式会社 大垣共立銀行	189,000	3.41
西村 牧子	182,000	3.29
西村 悦郎	170,000	3.07
西村 美枝子	170,000	3.07
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	129,100	2.33
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED-HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	127,100	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
葛西 良亮	弁護士													
足立 雅之	税理士													
諏訪 直樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葛西 良亮			独立役員に指定しております。	弁護士資格を持ち、法律に関する専門的な見識を有していることから、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化に役立てていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。
足立 雅之			独立役員に指定しております。	税理士資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、取締役会の充実に役立てていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

諏訪 直樹		独立役員に指定しております。	公認会計士資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査体制の充実に役立てていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。
-------	--	----------------	--

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員の職務を補助する従業員は特に設けず、監査等委員が補助従業員を必要とするときは、代表取締役社長西村公一の承認を得て内部監査部門の従業員の全部又は一部をこれに充てる旨が、内部統制システムに関する基本的な考え方に明確に謳われております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査室は常日頃から恒常的に情報交換を図ることで、効率的な業務監査活動を運営しております。また、監査等委員会と内部監査室は会計監査人である、EY新日本有限責任監査法人と定期的に意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めています。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役候補者を選任する際、東京証券取引所が定める独立役員に関する基準などを参考にしており、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

取締役への報酬のあり方も含めて検討中です。

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額(2021年3月期実績)

・取締役(社外取締役を除く) …… 73,007 千円  
・監査役(社外監査役を除く) …… 9,348 千円  
・社外役員 …… 9,307 千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、透明性及び公平性を確保するため、会社業績と事業計画の進捗状況、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら総合的に勘案して決定することを基本方針としております。具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金により構成するものであります。

当社の取締役の確定報酬は、基本報酬を月例支給し、それに加えて、賞与を毎年6月に支給するものとしております。また、退職慰労金については、社内規程に基づき、在任役員退職後の最初の株主総会において承認を受け、当該株主総会後の取締役会において支給時期等について決議するものとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額総額30,000千円以内と決議されており、透明性及び公平性を確保するため、基本方針に従って決定しております。

なお、当社の取締役の報酬は、確定報酬である基本報酬、賞与及び退職慰労金はその全部を占めております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の基本報酬及び賞与については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である西村公一が取締役の個人別の報酬額の内容の決定について委任を受けております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額総額4,000千円以内と決議されており、各監査等委員である取締役の報酬額を協議により決定しております。

#### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐は総務人事部が担当し、「株主総会」、「取締役会」の連絡事項伝達や資料等の配布を行っており、場合によっては事前説明を実施する等、十分な情報提供を行っております。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
西村 悦郎	相談役	長年の経験、奥深い知識、幅広い人脈をもとに、当社に対して助言指導を行っております。	非常勤	2011/6/24	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、第49回定時株主総会后、取締役会や監査等委員会を中心に経営の透明性、公正性、遵守性を確保した企業統治体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員は監査等委員会のメンバーとして監査の役割を担い、また取締役として取締役会における議決権を有します。監査等委員会は監査等委員ではない取締役の指名・報酬に対する意見陳述権を有し、取締役に対し一定の監督機能を果たします。

取締役会は毎月開催され、業績の進捗管理及び会社経営上の重要事項に関する検討・審議、決議が行われ、迅速な経営上の意思決定及び業務執行ができる経営体制をとっており、一般株主との利益相反が起こることのないよう社外取締役3名を選任しております。また社外取締役は独立役員として指定しております。

監査等委員会は1名の常勤監査等委員と3名の社外取締役の4名から構成され、社外取締役3名は一般株主との利益相反が起こることのないよう独立役員に指定しております。また、常勤監査等委員は取締役会の他、重要な会議への出席も積極的に行い、会計監査人が行う会計監査や内部統制監査へも立会う等、内部監査室とも定期的な情報・意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、監査の有効性・効率性を高めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、第49回定時株主総会后、取締役会や監査等委員会を中心に経営の透明性、公正性、遵守性を確保した企業統治体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社へ移行しております。

また、代表取締役社長以下取締役、執行役員などで構成される「経営会議」において、社内の情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めており、取締役会や監査等委員会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め当社グループのさらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、本体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期日前発送に努めるとともに、東京証券取引所及び当社ホームページにて法定期日前開示に努めております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において、IRポリシーに基づき正確な情報開示に努めております。掲載しておりますIR資料といたしましては、決算短信、有価証券(四半期)報告書、年次報告書や株主総会の招集通知等があります。 <a href="https://gfc-jp.com/">https://gfc-jp.com/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関して専属部署はありませんが、経営企画部にIR担当者を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範の中で、ステークホルダーの尊重を規定しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 【A】内部統制システムの整備の状況

<1> 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「食文化のゆとりと夢の創造」を基本理念とし、株主、取引先、従業員と共に繁栄・発展する企業として社会に貢献することを経営理念としている。その理念の具体化としての当社グループのすべての役員及び従業員が遵守すべきジーエフシーグループ行動規範を定める。
- (2) 取締役会は、グループ行動規範を基に、当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努め、コンプライアンス関連諸規程の制定、並びにこれら規程遵守の教育及び周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンス推進に関する重要方針の決定及び法令違反事件に関する調査、是正措置・再発防止策の実施並びに教育、研修の任にあたるものとしてコンプライアンス委員会を設ける。委員長は代表取締役社長とし、委員は取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員・従業員のうちから、取締役(監査等委員である取締役を除く)の協議に基づき代表取締役社長西村公一が指名して委嘱する。
- (4) 当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員による法令違反若しくは業務遂行上疑義のある行為等の早期発見・是正を目的に内部通報窓口「ヘルプライン」を設置する。
- (5) 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引を含めた一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの不当要求に対して、毅然とした態度で臨む。万が一不当な要求や妨害行為等が発生した場合には、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と密接に連携し、法律に即した対応を行う。

<2> 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行に係る文書、その他関連情報については、社内規程に従い適切に保管すると共に、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。

<3> 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理についての規程を策定し、グループ業務の推進に伴う重要な個々のリスクに対しては責任部署を定め、その分掌範囲について責任を持って対応策・予防策を講じる体制をとり、必要な場合には全社に示達する。
- (2) リスク管理委員会は、リスクの確認とその対策等の整備状況について定期的に確認する。
- (3) リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、代表取締役社長西村公一を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げる。又、代表取締役社長西村公一は取締役に事象の発生、報告及びその過程を報告する。

<4> 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は中期計画を定め、基本戦略を明確にし、年度予算により売上げや利益を設定し、目標達成に向けた経営を実践する。
- (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行の効率性確保のため、取締役会規程、職務分掌規程、その他社内規程を遵守し指揮命令関係等を通じた効率的な職務執行を推進する。
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行状況の監督並びに重要事項の決定等は、毎月定例取締役会を開催し、これを行う他に、毎朝の当社の役員ミーティングの報告の中で問題点の把握検討を行い、効率的に実施する。

<5> 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は子会社の業務執行の適正の確保及び連携確保の目的から子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に当社での報告を義務づける。この報告会には当社の業務執行取締役及び常勤監査等委員が出席する。又、定期の報告会以外にも、重要な事象が発生した場合には、随時報告を義務づける。
- (2) 子会社の経営管理は経営企画部が担当し、子会社から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、グループ全体としての経営の効率を確保する。
- (3) 当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員が利用できるヘルプラインを整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ共通のものとし、コンプライアンス経営の徹底を図る。

<6> 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助する従業員(以下、補助従業員という)は特に設けない。但し、監査等委員が補助従業員を必要とするときは、代表取締役社長西村公一の承認を得て内部監査部門の従業員の全部又は一部をこれに充てる。
- (2) 補助従業員は監査等委員会の職務については監査等委員の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保するものとする。

<7> 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制、その他当社監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は取締役会のほか、重要な意思決定の過程その他取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、又主要な稟議書その他業務執行に関する資料を閲覧し、意見を述べる事ができる。

(2) 当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、その他法令定款違反等の事実を発見したときは速やかに監査等委員会に報告する。

(3) 監査等委員は、コンプライアンス委員会に出席し、運用状況等につき報告を受ける。

(4) 当社グループは、当社監査等委員会に報告を行った当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員に周知徹底する。

(5) 当社グループの内部通報制度の担当部署である総務人事部は、当社グループのすべての取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して、報告をする。

(6) 監査等委員は、内部監査部門、会計監査人、子会社の監査役とも意見交換をし、監査の実効性を確保する。

<8> 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員が、弁護士、公認会計士等外部専門家の任用をすることを求めてきた場合、監査等委員会の職務の執行上必要と認めるときは、その費用を負担する。

(3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

<9> 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行う。又、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

【B】リスク管理体制の整備の状況

当社では会社を取り巻く様々なリスクになる事態が生じた時には、代表取締役社長西村公一をリーダーとして、迅速かつ適確な対処策を検討する所存であります。また、リスク管理については、平野博史弁護士(平野法律事務所)と顧問契約を締結し、随時、法務案件等を相談し、意見聴取や指導を受けております。

【C】責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

【D】責任免除の内容の概要

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役であった者の責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

【E】役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、執行役員及びそれらの相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。その契約内容の概要は、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者である取締役及び執行役員が、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

【F】取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

【G】取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

【H】自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

【I】剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

【J】株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和するこ

とにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引を含めた一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの不当要求に対して、毅然とした態度で臨む。万が一不当な要求や妨害行為等が発生した場合には、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と密接に連携し、法律に即した対応を行う。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

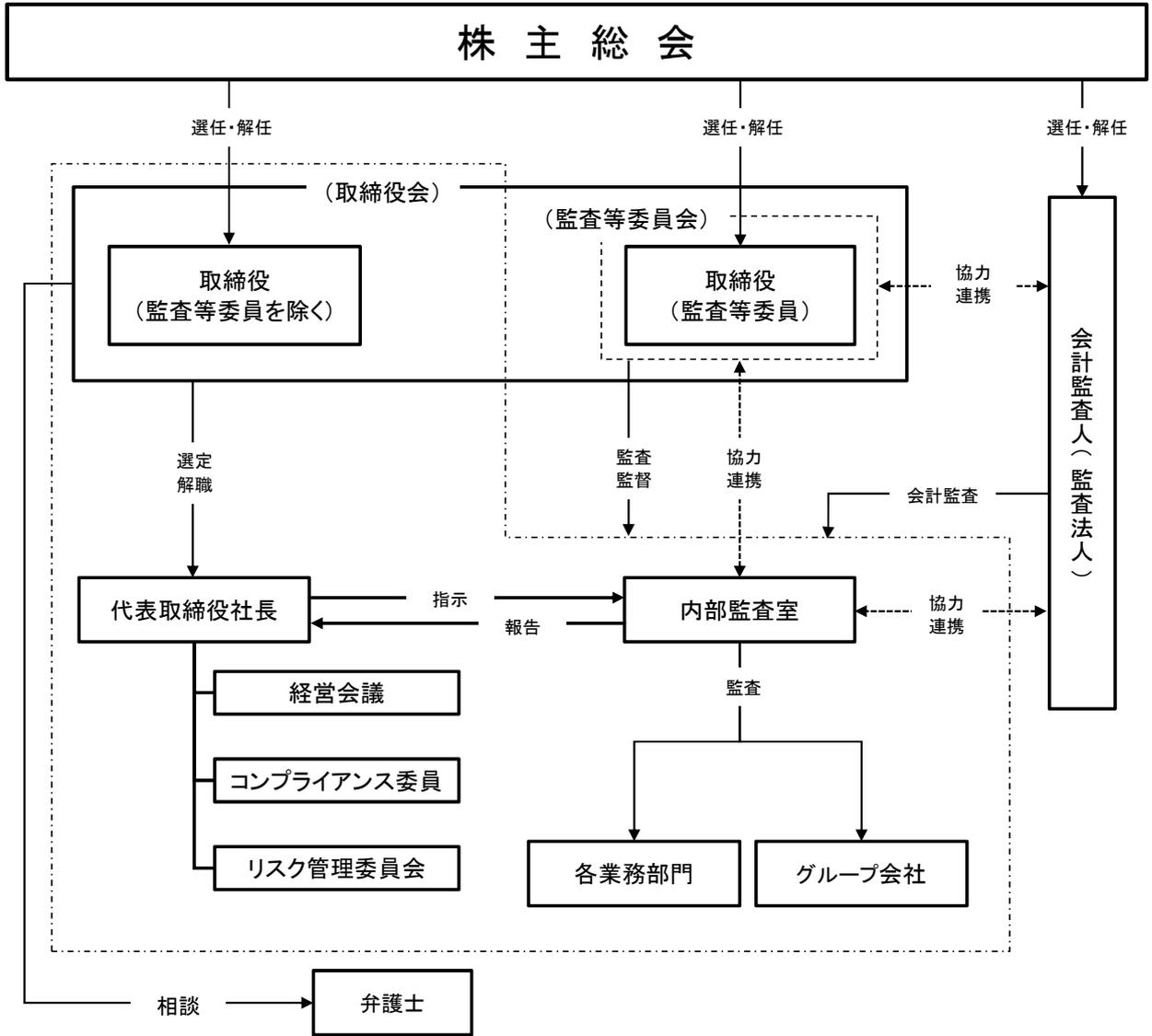
---

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において、経営に関する意思決定の合理性の強化と、透明性の高い経営を実現することを目的として、定款の所要の変更を行い、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会設置会社へ移行しました。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示組織図】

